

# 別紙：当社・利用事業者間での合意事項

■ 下表に当社・利用事業者が双方に合意する内容を定める。

実施項目	合意形成（合意事項）の内容
連絡体制等の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>受電点事業者から当社への連絡先は、「ネットワークサービスセンター」とする。</li><li>当社から受電点事業者への連絡先は、当該機器点の特定計量システム利用申込みを行なった「小売電気事業者」とする。</li></ul> なお、上記連絡先変更が生じる場合、各当事者は速やかに相手方に対し当該変更内容を通知するものとする。
外部機器・システムの遮断と再接続に関する合意形成	<p>【遮断条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特例計量器等もしくは電力SMに重大な脆弱性が発見された際には、当社の判断で遮断する。</li><li>特例計量器等から電力SMに対し、不正アクセスもしくは異常通信が発生した際には、当社の判断で遮断する。</li></ul> <p>【再接続条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>遮断の際に発生したインシデントが解消され、双方が問題なしと判断した際に、再接続する。</li></ul>
当社から利用事業者（および利用事業者から当社）への通報に関する合意形成	<p>特定計量システムや電力SMシステムの安全性・安定性を損なうおそれがある事態（セキュリティインシデントや無線端末紛失、認証情報漏洩等）が発生または発覚した場合、下記報告事項を速やかに連絡する。</p> <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>発生事象（発生事象の詳細、発生機器点情報、各機器およびシステムへの影響等）</li><li>発生要因</li><li>対処方法（発生事象への対処方法、再発防止策、今後の対応および対策計画、経過連絡頻度等）</li></ul>
責任分界点に関する合意形成	<p>特定計量システム外部接続基準・ガイドライン「2-4 電力SMシステムおよび託送業務システムへの接続方式」に定める、以下の範囲とする。</p> <p>【当社側の責任範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>電力SMシステム（電力SM、SM通信NW、HES、MDMS）、託送業務システム（託送業務システム、公開サーバ）</li></ul> <p>【利用事業者側の責任範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特例計量器等、無線端末、IoTルート、外部サーバ</li></ul>
システムの維持・運用に関する合意形成	<p>当社および利用事業者は、各当事者において下記事項を実施する。なお、運用状況について、当社より提示を求めた際、利用事業者はその運用状況を提示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>リスクアセスメント（脆弱性調査等）を年1回以上実施する。</li><li>セキュリティ教育およびセキュリティインシデント発生時における対応訓練を年1回以上実施する。</li><li>特例計量器ID等、およびIoTルート接続のために必要となる認証ID・認証パスワード・Pairing ID等の無線端末の情報等の重要情報に対する情報漏洩対策を実施する。</li></ul>